

地域指定年度	昭和47年度
計画策定年度	昭和48年度
計画見直し年度	昭和54年度
	昭和63年度
	平成17年度
	平成23年度
	平成30年度
	令和7年度

坂出農業振興地域整備計画書

令和7年5月

香川県坂出市

目 次

第1 農用地利用計画

- 1 土地利用区分の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - (1) 土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - ア 土地利用の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
 - イ 農用地区域の設定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - (2) 農業上の土地利用の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - ア 農用地等利用の方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
 - イ 用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
 - ウ 特別な用途区分の構想・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
- 2 農用地利用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第2 農業生産基盤の整備開発計画

- 1 農業生産基盤の整備及び開発の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 2 農業生産基盤整備開発計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 4 他事業との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

第3 農用地等の保全計画

- 1 農用地等の保全の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 2 農用地等保全整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 農用地等の保全のための活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 4 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・7

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

- 1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
 - (2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向・・・・・・・・・・19
- 2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
- 3 森林の整備その他林業の振興との関連・・・・・・・・・・・・・・・・・・20

第5 農業近代化施設の整備計画

- 1 農業近代化施設の整備の方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21

2	農業近代化施設整備計画	21
3	森林の整備その他林業の振興との関連	21
第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画		
1	農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向	21
2	農業就業者育成・確保施設整備計画	22
3	農業を担うべき者のための支援の活動	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画		
1	農業従事者の安定的な就業の促進の目標	22
2	農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策	22
3	農業従事者就業促進施設	22
4	森林の整備その他林業の振興との関連	22
第8 生活環境施設の整備計画		
1	生活環境施設の整備の目標	23
2	生活環境施設整備計画	23
3	森林の整備その他林業の振興との関連	23
4	その他の施設の整備に係る事業との関連	23
第9 付図		
1	土地利用計画図（付図1号）	別添
2	農用地等保全整備計画図（付図2号）	別添
別記 農用地利用計画		
(1)	農用地区域	24
(2)	用途区分	24

第1 農用地利用計画

1 土地利用区分の方向

(1) 土地利用の方向

ア 土地利用の構想

本市は、香川県のほぼ中央にあたる東経 133° 51' 38"、北緯 34° 19' 00" に位置し、東西 14.65 km、南北 18.20 km で短冊形をしており、総面積は 92.46k m² である。このうち農業振興地域は、用途地域、自衛隊演習場、国有林、自然公園法に基づき定められた特別区域の一部の区域等を除く 6,501ha である。

労働力は、第1次産業から第2次、第3次産業への移行が進み、産業別就業人口の推移をみると平成27年に第1次産業 5.0%、第2次産業 27.1%、第3次産業 64.9%であったのに対し、令和2年ではそれぞれ 4.9%、26.7%、66.0%となり、第1次産業と第2次産業が減少する反面、第3次産業が大きなウェイトを占めており、今後もこの傾向は続くものと予想される。

農業振興地域においては、農用地を確保・保全して農業振興を進めていく必要があるが、昭和63年4月の瀬戸大橋の開通、平成4年4月の四国横断道の開通、平成16年5月の都市計画の線引き廃止等により、今後農用地のかい廃が見込まれ農用地の保全が難しい状況にある。また、農業従事者の高齢化、後継者不足等による耕作放棄地の増加も見込まれる。

今後の方向としては、市全体で農用地区域 955ha を設定し、農業と他産業との調和を図りつつ、高速輸送体制に対応した都市近郊型農業の確立と農用地の高度利用による土地利用型農業を育成するための重点的、計画的な農業施策を推進することとする。また、農地の流動化を促進し優良農地の確保を図り、秩序ある土地利用の確保に努める。

農業振興地域の土地利用の動向

単位：ha、%

区分	農用地		農業用施設用地		森林・原野		住宅地		工場用地		その他		計	
	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率	実数	比率
現在 (6年)	1,947	29.9	1	0	2,488	38.3	309	4.8	71	1.1	1,685	25.9	6,501	100.0
目標 (16年)	1,882	29.0	1	0	2,488	38.3	324	5.0	71	1.1	1,734	26.7	6,500	100.0
増減	△65		0		0		15		0		49		△1	

注：()内は混牧林地面積である

イ 農用地区域の設定方針

(ア) 現況農用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある現況農用地 1,947ha のうち、a～c に該当する農用地で、(a)～(d) に係る農用地以外の農用地約 954ha について、農用地区域を設定する方針である。

a 集団的に存在する農用地

b 土地改良事業又はこれに準ずる事業(防災事業を除く)の施行に係る区域内にある土地

c a 及び b 以外の土地で、農業振興地域における地域の特性に即した農業の振興を図るためその土地の農業上の利用を確保することが必要である土地

ただし、c の土地であっても、次の土地については農用地区域には含めない。

(a) 集落区域内に介在する農用地

(b) 道路沿線及びその他市街地として開発が進みつつある農用地

(c) 山間地区に点在する棚田等急傾斜のために農業の近代化を図ることが相当でないと思われる農用地

(d) 荒廃し、復元することが困難である農地であって、今後農用地として利用する見込みがなく、隣接する農用地の集団性に支障をきたす恐れのない農用地

(イ) 土地改良施設等の用に供される土地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある土地改良施設のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(ウ) 農業用施設用地についての農用地区域の設定方針

本地域内にある農業用施設用地のうち、(ア)において農用地区域を設定する方針とした現況農用地に介在又は隣接するものであって、当該農用地と一体的に保全する必要があるものについて農用地区域を設定する。

(エ) 現況森林、原野等についての農用地区域の設定方針

設定しない

(2) 農業上の土地利用の方向

ア 農用地等利用の方針

農用地区域を設定しようとする農用地等の今後の利用については、土地条件や経営条件を考慮し、地域の条件に適応した重点作目の団地化を図るなど、農用地区域内の土地利用の高度化を積極的に進める。

田については、農用地の流動化を積極的に推進するとともに土地利用の高度化に特に意

を注ぎ、米麦作に施設園芸、果樹、野菜等を組み合わせる。

畑については、本市の特産品である金時にんじん、早掘甘藷、大根の産地化を一層進める。

樹園地については、引き続きかんきつ類を重点作目としてその推進を図る。

農用地区域を設定しようとする農用地等

単位：ha

	農地			採草放牧地			混牧林地			農業用施設用地			計			森林・原野等
	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況	将来	増減	現況
王越(A)	75	75	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	75	75	0	—
(坂出北部含む) 綾川東部	松山(B)	451	449	△2	—	—	—	—	—	0.2	0.2	—	451	449	△2	—
	加茂(C)	59	58	△1	—	—	—	—	—	—	—	—	59	58	△1	—
	林田(E)	86	85	△1	—	—	—	—	—	0.7	0.7	—	87	86	△1	—
	小計	596	592	△4	—	—	—	—	—	0.9	0.9	—	597	593	△4	—
府中(D)	206	205	△1	—	—	—	—	—	—	0.5	0.5	—	206	205	△1	—
(坂出北部含む) 綾川西部	西庄(F)	33	33	0	—	—	—	—	—	—	—	—	33	33	0	—
	江尻(G)	41	41	0	—	—	—	—	—	—	—	—	41	41	0	—
	小計	74	74	0	—	—	—	—	—	—	—	—	74	74	0	—
川津(H)	3	3	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	3	0	—
合計	954	949	△5	—	—	—	—	—	—	1.4	1.4	—	955	950	△5	—

イ 用途区分の構想

本市の社会、経済、自然的諸条件を考慮し、地域内土地利用区分については地区の特色を生かし適地適産を主眼とするとともに、作目選定にあたっては弾力性を持たせた用途区分とすることを基本とする。

(ア) 王越地区

五色台北部の傾斜地に展開する農用地については、傾斜 8° ～ 15° で土地基盤整備事業は遅れているものの、みかん園としての条件を具備しているため農用地としての利用を確保する。

(イ) 綾川東部地区（松山、加茂、林田）

北条池水系に属する農用地については本市の穀倉地帯であり、今後の土地利用型農

業に対応する条件を備えていることから、農用地としての利用を確保する。

海岸線沿いにある農用地については本市の特産品である金時にんじん、早掘甘藷、大根等の生産地として生産の近代化が進んでおり意欲的な規模拡大が進められているので、農業生産の主産地計画の基盤として農用地としての利用を確保する。

(ウ) 府中地区

市南部の府中地区の農用地については、ほ場整備事業に取り組んだことで、農地の団地化が進んでいることから、農用地としての利用を確保する。

府中湖周辺の丘陵地に広がる農用地については、インターチェンジに隣接した地区であることから、多様な土地利用ニーズに配慮しつつ、原則として今後も農用地としての利用を確保する。

(エ) 綾川西部地区（西庄、江尻）

北条池水系に属する農用地については用途地域に隣接する集団的農用地で、ほ場水利条件が悪い地域であるが、用排水路整備を実施して近代的な稲作地帯を形成し、農用地としての利用を確保する。

海岸線沿いにある農用地については金時にんじん、早掘甘藷、大根の生産地としてほ場条件に恵まれているので、農用地としての利用を確保する。

金山東部の傾斜地にある農用地については、みかん園として今後の農用地としての利用を確保する。

(オ) 川津地区

平坦部で、ある程度の団地規模がある農用地については、将来的に農用地としての利用を確保する。

(カ) 坂出北部地区（松山、林田、江尻）

海岸線沿いの農用地については、金時にんじん、早掘甘藷、大根の生産地として、客土を含め基盤整備に取り組むことにより、ほ場条件を改善し、農用地としての利用を確保する。

ウ 特別な用途区分の構想

該当なし

2 農用地利用計画

別記のとおりとする

第2 農業生産基盤の整備開発計画

1 農業生産基盤の整備及び開発の方向

農業振興地域内の農用地区域のうち、王越、府中以外の田・畑は、ほ場条件の良い平坦地であるが、樹園地は北部山麓においてかなりの勾配がある。

今後は、生産性の向上を図り近代的農業を確立するため、ほ場整備を計画しその推進を図る。また、ほ場が整っている平坦部においては、農道、用排水路の整備を実施し、優良農用地の保全、確保に努める。

(1) 王越地区

この地区の主な作目は、みかんと水稻で、樹園地については農道の整備を計画、実施する。また、田についても土地基盤整備事業により、ほ場条件の改善を図る。

(2) 綾川東部地区（松山、加茂、林田）

この地区は本市農業の中心地帯であり、樹園地については、支線農道の計画的整備を図る。田は、土地利用の高度化を図るため、農道網の整備と用排水路の整備改修を行う。また、畑については、土地基盤整備事業により、ほ場条件の改善を図る。

(3) 府中地区

この地区の田は、ほ場整備事業により農用地が整備されているが、今後も引き続き、ほ場整備を実施するとともに農道の整備を行う。また、樹園地においては、かんがい施設の改修、農道の整備を行う。

(4) 綾川西部地区（西庄、江尻）

この地区の田については、排水改良により、ほ場条件の改善を図る。また、樹園地については、連絡農道が不備であるので農道網の整備が必要である。畑については、土地基盤整備事業（農道、用水路）の実施を図る。

(5) 坂出北部地区（松山、林田、江尻）

この地区は、地域の特産品となる金時にんじん、早掘甘藷、大根等の一大産地であり、生産の近代化とともに、意欲的な規模拡大が進められていることから、将来にわたり担い手が効率的な作業が行えるよう農業生産の主産地となるよう基盤整備を実施する。

2 農業生産基盤整備開発計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 他事業との関連

該当なし

第3 農用地等の保全計画

1 農用地等の保全の方向

農用地は、農業生産にとって最も基礎的な資源であり、将来にわたって維持・保全していく必要がある。そのため、本市の農業振興地域における農地保全のため、防災施設整備や農用地の機能低下を防止するための活動を図る。

また、ため池は農業用水源の確保のほかに、防災上の観点から洪水調節機能、地下水のかん養など多面的な機能を有していることから、本来の機能の維持のほか、防災、景観の保持にも配慮した整備に努めるものとする。

2 農用地等保全整備計画

事業の種類	事業の概要	受益の範囲		対図番号	備考
		受益地区	受益面積		
保全管理	ため池改修 1 箇所	高屋古田地区	11.3ha	△ ₁	
保全管理	ため池改修 1 箇所	坂折池地区	3.4ha	△ ₂	
保全管理	排水機場改修 2 箇所	新開地区 高屋地区	79.0ha 151.0ha	△ ₃	
保全管理	取水堰改修 1 箇所	堂元井堰地区	5.0ha	△ ₄	
農業生産基盤	客土、農業用排水施設整備、農道整備	坂出北部地区 (松山、林田、江尻)	100.5ha	△ ₅	

3 農用地等の保全のための活動

耕作放棄地や管理不十分による農用地等の機能低下を防止するため、担い手への集積や農作業受委託等を支援する。

特に耕作放棄地等の増加により、多面的機能の低下が懸念されている中山間地域等においては、耕作放棄地の発生を防止し、多面的機能を確保する観点から、中山間地域等直接支払制度に基づく集落協定により、農業生産活動等の持続を図りながら農用地の保全を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第4 農業経営の規模の拡大及び農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進計画

1 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

(1) 効率的かつ安定的な農業経営の目標

農業が、職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図る。具体的な経営の指針は、農業経営基盤強化基本構想に基づく次表の営農類型ごとの目標とする。農業経営の発展を目指し、農業を主業とする農業者及び新規就農者等が、地域における他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得と年間労働時間の水準（新規就農者にあっては概ね6割程度）の実現を目指し、これらの経営体が本市の農業生産の相当部分を担う農業構造の確立を目指す。

[個人経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の状態等
水 稲 + 麦 + 作業受託 【稲作・ 麦類作 (複合経営)】	自作地 0.8ha	資本装備)	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	(水田 0.8ha)	農業倉庫(鉄骨、150 m ²) 1棟		
	借地 1.7ha	トラクター(41 ps) 1台		
	(水田 1.7ha)	トラクター(28 ps) 1台		
		フォークリフト(2トン) 1台		
	〈作付面積等〉	代かきハロー(220cm) 1台		
	水稻(中生)	ブロードキャスト(200リットル) 1台		
	2.5ha	サブソイラー(一連) 1台		
	麦(小麦)	乗用田植機(6条植え) 1台		
	2.5ha	コンバイン(4条、33 ps) 1台		
	作業受託(耕起・代かき・田植え)	乾燥機(30石) 2台		
	12.0ha	稲摺機(4インチ) 1台		
	12.0ha	選別計量機(1.2トン) 1台		
作業受託(収穫・乾燥・調製)	トラック(800kg積) 1台			
12.0ha	軽トラック(350kg積) 1台			
	溝掘機(30 ps) 1台			
	動力噴霧機(4.7 ps) 1台			
	施肥播種機(8条) 1台			
	基幹従事者1人			
	補助従事者1人			

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
甘藷 + にんじん + 大根 【露地野菜】	自作地 0.8ha (畑 0.8ha) 借地 0.4ha (畑 0.4ha) 〈作付面積等〉 甘藷 0.6ha にんじん 0.6ha 大根 0.6ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫) (50 m ²) 1棟 トラクター(26 ps) 1台 土壌消毒機(4条) 1台 管理機(10 ps) 1台 洗浄機 2台 選別機 1台 トンネルマルチャー(13 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水稲 + レタス 【稲作・ 露地野菜 (複合経営)】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha) 借地 1.6ha (水田 1.6ha) 〈作付面積等〉 水稲(早生) 1.2ha 水稲(中生) 1.2ha レタス(年内どり) 1.2ha レタス(年明どり) 1.2ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫) (90 m ²) 1棟 トラクター(26 ps) 1台 管理機(6.3 ps) 1台 マルチャー(13 ps) 1台 肥料散布機(2.3 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 コンバイン(2条刈り) 1台 乗用田植機(4条植え) 1台 予冷庫 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
水 稲 + アスパラガス + ブロッコリー 【露地野菜・ 施設野菜 (複合経営)】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha) 借地 1.4ha (水田 1.4ha) 〈作付面積等〉 水稲(早生) 1.0ha 水稲(中生) 1.0ha アスパラガス 0.2ha ブロッコリー 1.2ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫)(90 m ²) 1棟 ビニールハウス(1,000 m ²) 2棟 トラクター(26 ps) 1台 予冷庫 1台 管理機(6.3 ps) 1台 肥料散布機(2.3 ps) 1台 灌水ポンプ(10 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 コンバイン(2条刈り) 1台 乗用田植機(4条植え) 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
ブロッコリー ＋ 葉ネギ ＋ レタス 【露地野菜】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha) 借地 1.6ha (水田 1.6ha) 〈作付面積等〉 ブロッコリー 0.8ha 葉ネギ 0.8ha レタス(年内どり) 0.8ha レタス(年明どり) 0.8ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫)(100 m ²) 1棟 トラクター(26 ps) 1台 管理機(6.3 ps) 1台 マルチャー(13 ps) 1台 肥料散布機(2.3 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 予冷庫 1台 ねぎ洗浄機 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
葉ネギ ＋ レタス 【露地野菜】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha) 借地 0.4ha (水田 0.4ha) 〈作付面積等〉 葉ネギ 1.2ha レタス(年内どり) 0.6ha レタス(年明どり) 0.6ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫)(90 m ²) 1棟 トラクター(26 ps) 1台 管理機(6.3 ps) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 マルチャー(13 ps) 1台 肥料散布機(2.3 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 予冷庫 1台 ねぎ洗浄機 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
みかん + 中晩柑 【果樹類】	自作地 1.9ha (樹園地 1.9ha) 〈作付面積等〉 露地みかん (早生) 1.0ha 露地みかん (普通) 0.5ha 露地中晩柑 0.4ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含貯蔵庫)(100 m ²) 1棟 貯水槽(100ト) 1基 軽トラック(660cc) 1台 運搬車(4.2 ps) 1台 管理機(6.3 ps) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 マルドリ施設資材(1ha) 1式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
酪農 【酪農】	自作地 1.0ha 借地 2.0ha 〈飼養頭数〉 経産牛 60頭 初妊牛 4頭 ほ育・育成牛 16頭 イタリアライグラス 3ha 稲 WCS・稲ワラ 収集 2ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 乳牛舎(鉄骨、600 m ²) 1棟 搾乳室(鉄骨、180 m ²) 1棟 育成牛舎(木造、200 m ²) 1棟 堆肥舎(敷料置き場) (木造、230 m ²) 1棟 飼料・機械格納庫 (木造、200 m ²) 1棟 ミルクパパー(60頭規模) 1式 汚水槽(コンクリート)(180 m ²) 1基 バルククーラー(3,000リットル) 1基 ミキシングフィーダー 1台 トラクター(45 ps) 1台 トラクター(28 ps) 1台 中型ロールベラー 1台 ベールラッパー 1台 トラック(2ト) 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・ヘルパー制度の活用による労働ピークの軽減

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
採卵鶏 【養鶏】	(常時飼養羽数) 採卵鶏 40,000羽 年間正常鶏卵 出荷量 721.2 t 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 大すう舎(鉄骨、1,000 m ²) 1棟 成鶏舎(鉄骨、1,200 m ²) 4棟 鶏糞置き場・処理場 (鉄骨、100 m ²) 1棟 作業・保管室 (鉄骨、100 m ²) 1棟 堆肥舎(木造、200 m ²) 1棟 飼料タンク(3ト用) 5基 自動給餌機 20台 自動集卵装置 16台 自動箱詰め装置 1台 鶏糞発酵ハウス(120 m ²) 2棟 鶏糞攪拌機 2台 鶏糞袋詰め装置 1台 トラック(2ト) 1台 軽トラック(660cc) 1台 運搬車(4.2 ps) 1台 ショベルローダ 1台 フォークリフト 1台 動力噴霧器(4.7 ps) 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・雇用従事者の確保

[団体経営体]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
集落営農 水 稲 + 麦 【稲作・ 麦類作 (複合経営)】	集落規模： 水田面積 15ha 〈作付面積等〉 水稲(早生) 2.0ha 水稲(中生) 8.0ha 麦(小麦) 7.0ha 麦(はだか麦) 7.0ha 基幹従事者 1人 補助従事者 4人	〈資本装備〉 農業倉庫(鉄骨、150 m ²) 1棟 トラクター(41 ps) 1台 トラクター(28 ps) 1台 代かきハロー(220cm) 1台 ブロードキャスタ(200 リットル) 1台 サブソイラー(一連) 1台 乗用田植機(6条植え) 1台 コンバイン(4条、33 ps) 1台 乾燥機(30石) 2台 粃摺機(4インチ) 1台 選別計量機(1.2トン) 1台 トラック(800kg積) 1台 軽トラック(350kg積) 1台 溝掘機(30 ps) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 施肥播種機(8条) 1台 フォークリフト(2トン) 1台	・青色申告の 実施 ・経営体の体 質強化のた め、自己資 本の充実を 図る	・給料制の導 入 ・社会保険等 の加入

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
集落営農 水 稲 + 麦 + ブロccoli 【稲作・ 麦類作・ 露地野菜 (複合経営)】	集落規模： 水田面積 12ha 〈作付面積等〉 水稲(早生) 2.0ha 水稲(中生) 8.0ha 麦(小麦) 7.0ha ブロccoli 1.1ha 補助従事者 9人	〈資本装備〉 農業倉庫(鉄骨、150 m ²) 1棟 トラクター(28 ps) 1台 トラクター(41 ps) 1台 代かきハロー(220cm) 1台 ブロードキャスタ(200リットル) 1基 サブソイラー(一連) 1台 乗用田植機(6条植え) 1台 コンバイン(4条、33 ps) 1台 トラック(800kg積) 1台 軽トラック(350kg積) 1台 施肥播種機(8条) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 管理機(6.3 ps) 1台 溝掘機(30 ps) 1台 フォークリフト(2トン) 1台 乾燥機(30石) 2台 糶摺機(4インチ) 1台 選別計量機(1.2トン) 1台	・青色申告の 実施 ・経営体の体 質強化のた め、自己資 本の充実を 図る	・給料制の導 入 ・社会保険等 の加入

[新規就農]

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等	
水 稲 + 麦 + 作業受託 【稲作・ 麦類作 (複合経営)】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha)	〈資本装備〉 農業倉庫(鉄骨、150 m ²)	1 棟	<ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保
	借地 2.2ha (水田 2.2ha)	トラクター(31 ps)	1 台		
		フォークリフト(2トン)	1 台		
	〈作付面積等〉	代かきハロー(220cm)	1 台		
	水稲(中生)	ブロードキャスタ(200リットル)	1 台		
	3.0ha	サブソイラー(一連)	1 台		
	麦(小麦)	乗用田植機(4条植え)	1 台		
	3.0ha	コンバイン(3条、25 ps)	1 台		
	作業受託(耕起・代かき・田植え)	乾燥機(30石)	1 台		
	5.0ha	軽トラック(350kg積)	1 台		
	作業受託(収穫・乾燥・調整)	動力噴霧機(4.7 ps)	1 台		
	5.0ha	施肥播種機(8条)	1 台		
	溝堀機(30 ps)	1 台			
	基幹従事者 1人 補助従事者 1人				

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
甘藷 + にんじん + 大根 【露地野菜】	自作地 0.8ha (畑 0.8ha) 借地 0.2ha (畑 0.2ha) 〈作付面積等〉 甘藷 0.5ha にんじん 0.5ha 大根 0.5ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫) (50 m ²) 1棟 トラクター(26 ps) 1台 土壌消毒機(4条) 1台 管理機(10 ps) 1台 洗浄機 2台 選別機 1台 トンネルマルチャー(13 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事者の態様等
水稲 + アスパラガス + ブロッコリー 【露地野菜・施設野菜(複合経営)】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha) 借地 0.9ha (水田 0.9ha) 〈作付面積等〉 水稲(早生) 1.0ha アスパラガス 0.1ha ブロッコリー 1.3ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫) (90 m ²) 1棟 ビニールハウス(1,000 m ²) 1棟 トラクター(26 ps) 1台 予冷庫 1台 管理機(6.3 ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 コンバイン(2条刈り) 1台 (5戸で共同所有とする) 乗用田植機(4条植え) 1台 (5戸で共同所有とする) 灌水ポンプ(10 ps) 1台 肥料散布機(2.3 ps) 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
ブロッコリー ＋ 葉ネギ ＋ レタス 【露地野菜】	自作地 0.8ha (水田 0.8ha) 借地 0.5ha (水田 0.5ha) 〈作付面積等〉 ブロッコリー 0.4ha 葉ネギ 0.3ha レタス(年内どり) 0.4ha レタス(年明どり) 0.5ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含格納庫)(90 m ²) 1棟 トラクター(26ps) 1台 管理機(6.3ps) 1台 マルチャー(13ps) 1台 肥料散布機(2.3ps) 1台 軽トラック(660cc) 1台 動力噴霧機(4.7ps) 1台 予冷库 1台 ねぎ洗浄機 1台	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

営農類型	経営規模	生産方式	経営管理の方法	農業従事の様態等
みかん ＋ 中晩柑 【果樹類】	自作地 1.0ha (樹園地 1.0ha) 〈作付面積等〉 露地みかん(早生) 0.4ha 露地中晩柑 0.6ha 基幹従事者 1人 補助従事者 1人	〈資本装備〉 作業場(含貯蔵庫)(100 m ²) 1棟 貯水槽(100ト) 1基 軽トラック(660cc) 1台 運搬車(4.2 ps) 1台 管理機(6.3 ps) 1台 動力噴霧機(4.7 ps) 1台 マルドリ施設資材(40a) 1式	・複式簿記記帳の実施により経営と家計の分離を図る ・青色申告の実施	・家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制の導入 ・農繁期における臨時雇用従事者の確保

(2) 農用地等の農業上の効率的かつ総合的な利用に関する誘導方向

本市の農業生産の維持・増大と生産性の向上を図るためには、優良な農用地を確保するとともに農用地の高度利用を促進することが必要である。このため、所有者自らが耕作又は管理を行うことが困難となった農用地について、利用権設定及び農作業の受委託等を通じて担い手農家への集積を進める。

A 王越地区

本地区は、瀬戸内海に面した五色台山麓を中心とするみかん作と水田作に大別される。平均耕作面積の規模は零細で、みかんを主体に水稲、野菜の複合経営が多い。今後はみかん作を中心に農地の流動化を図り、農業経営の規模の拡大を推進する。また、土地基盤整備による経営の合理化を図り、みかん作を中心とした専業農家の育成を図るとともに、水田裏作を推進し、水田利用率の向上を図る。

B 松山地区

本地区は、五色台の西面及び南面の山麓を中心とするみかん作、海岸線沿い畑地帯での金時にんじん、早掘甘藷、大根、平坦水田地帯での水稲に大別される。近年、水田の裏作を利用したブロッコリー及びレタスの作付が増加している。今後は、担い手農家への農地の流動化を推進するとともに、野菜やみかんととの複合経営による経営の安定化を図り、みかん作においては生産の安定と省力化及び品質の向上を図る。

C 加茂地区

本地区は五色台西面の前記松山地区に隣接する山麓を中心とするみかん作及び平坦水田地帯での水稲と麦の二毛作に大別される。みかん作においては、新品種・優良品種への転換を図っている。今後は農地の流動化を図り、担い手農家の規模拡大を推進し、みかん及び水稲を中心とする野菜等との複合経営による経営の安定化を図る。

D 府中地区

本地区は、県営農地開発事業地での、みかん作を中心とし、里山の棚田と平坦水田では水稲が栽培されている。みかん作を除いて平均耕作規模は零細で、みかん作を中心とする水稲等との複合経営が多い。ほ場整備事業の結果、農業の近代化が進んでいる。今後はほ場整備地を中心に農地の流動化を図り、水稲を中心とした果樹、施設野菜等の複合経営による経営の安定化を図る。

E 林田地区

本地区は、雄山・雌山西側の樹園地と海岸沿いの畑（金時にんじん、早掘甘藷、大根）を除いては、全域が平坦肥沃な水田であり、現在、水稲を中心とした複合経営で占められ

ている。今後は、担い手農家への農地の集積を推進し、土地利用型農家を育成するとともに水稲、施設野菜等との複合経営専業農家の育成を図る。

F 西庄地区

本地区は、城山北面、金山東面の山麓のみかん作を中心とする各種果樹の栽培と、用途地域に隣接する水田地帯での水稲と麦の二毛作に大別される。平坦部においては、農地の流動化を推進し、米麦を主体とした土地利用型農家の育成を図る。また、山麓部においてはみかんを中心に年間を通じ、各作目が栽培されるよう各種果樹及び施設園芸を推進する。

G 江尻地区

本地区は、大部分が用途地域に隣接しており、優良農用地である北部畑地帯では金時にんじん、早掘甘藷、大根が栽培されている。今後は、水田の畑地転換を推進し野菜、水稲の複合経営農家の育成を図る。

H 川津地区

本地区は、農用地区域は少ないが、農地の流動化等の推進による経営規模拡大及び担い手農家の育成を図る。

2 農業経営の規模の拡大及び農用地等の効率的かつ総合的な利用の促進を図るための方策

本市の1経営体当たりの平均経営規模は、1.3haと規模が小さく、担い手農家を育成するためには、利用権の設定、農作業受委託等による農用地の集積が不可欠である。また、地域ぐるみで生産性の高い効率的な農業を目指すために、地域農業集団育成を積極的に推進する。

(1) 農用地利用の推進

地域計画の目標地図に基づき、農地機構や農業委員、農地最適化推進委員と連携し、農地中間管理事業等の活用により、認定農業者等担い手への面的集積を図る。

(2) 地域農業集団の育成

地域農業集団の育成については、土地基盤整備事業が実施される地区で地区内住民の自主的な活動をもとに創意工夫しながら、担い手農家の規模拡大、農作業の効率化、農用地の利用率の向上、地力の維持増進等の地域の課題を、話し合いを通じて解決し、生産性の高い効率的な営農の実現を図る。

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第5 農業近代化施設の整備計画

1 農業近代化施設の整備の方向

本市の自然、社会、経済条件及び農業経営、構造は複雑多岐にわたっているため、地域の実情に即した適地作目の拡大を進める。平坦部においては、水稲と麦、野菜、果樹等を組み合わせた複合経営の生産体制を確立する。傾斜地においては、みかんを中心に需要の変化に伴う高品質果実の安定生産の確保を図り、産地化の確立を目指す。このため、担い手農家を中心とした農業生産組織の育成を図るとともに、農業生産近代化施設の整備、流通体制の整備等、農協を中心とした生産から流通まで一貫した近代化体制の確立を目指す。

(1) 王越地区

本地区の傾斜畑地帯には、かんきつ類が栽培され、今後は新品種、優良品種への転換と園内道の整備など品質・生産性の向上を図る。

(2) 綾川東部地区（松山、加茂、林田）、綾川西部地区（西庄、江尻）

平野部において、米麦中心の土地利用型農家を育成するために、補助事業等により高性能の大型機械を導入し、機械化一貫作業体系の確立を図り、省力化を基調とした生産性の高い経営を推進する。

(3) 府中地区

本地区の基幹は、水稲・野菜となっており、一部傾斜畑で果樹を採り入れている。これらの生産出荷の近代化のため、既存の集出荷施設の整備拡充と機械化による作業労働時間の短縮に努め、生産性の向上を図る。

2 農業近代化施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第6 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備計画

1 農業を担うべき者の育成・確保施設の整備の方向

農業の振興及び農村地域の活性化を図るためには、意欲と能力のある新規就農者等の確保・育成が急務である。このため、農内農外を問わず幅広く青年等の就農促進を図るため、関係機関・団体との連携を密にし、推進体制の強化を促進するとともに、各種の事業などを効果的に活用する。特に幅広い人材を新規就農者として確保・育成していくためには就農希望者の諸条件に応じた体系的な施策を講じることが重要であり、就農前から就農時、

就農後にかけて、その経営を確立できるよう推進活動や条件整備を積極的に実施することが必要である。また、農業後継者の就農促進を図るため家族経営協定の締結も積極的に推進する。

2 農業就業者育成・確保施設整備計画

該当なし

3 農業を担うべき者のための支援の活動

新規就農に関する情報の提供や、農業生産法人への雇用等による就農促進を支援する。また、農業体験学習の実施等による児童・生徒の農業に対する理解を促進するとともに、香川県農協が実施する「農業インターン制度」を支援する。

新規学卒者、定年退職者等の就農タイプ別に対応した就農支援を図る。

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第7 農業従事者の安定的な就業の促進計画

1 農業従事者の安定的な就業の促進の目標

本市の総世帯数は21,272戸であり、その内農家戸数は1,439戸で、6.8%を占めている。このうち農業経営体とされるものは759経営体あるが、主業経営体が63経営体で、総経営体数に占める割合は8.3%とわずかであり、ほとんどが副業的経営体(600経営体、79.1%)である。このようないわゆる兼業農家の増加に加えて、農業従事者の高齢化、後継者不足等の問題が深刻化している中で、兼業農家の経営の安定を図るため、安定的な就業機会を確保する必要がある。

2 農業従事者の安定的な就業の促進を図るための方策

農業従事者の安定的な就業の促進を図るため、優良農地の確保、計画的な土地利用、農地の流動化等を促進するとともに、農業従事者の就業意向等を把握し、就業の場の確保を図る。

3 農業従事者就業促進施設

該当なし

4 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

第8 生活環境施設の整備計画

1 生活環境施設の整備の目標

近年における都市化の進展に伴い、農家の生活水準も向上し、都市生活者に近接しつつあるが、生活環境の面ではいまだ立ち遅れが見られる。また、兼業化、混在化が進むなかで住民の職業や生活意識の面での多様化が進み、農村部においては地域の連帯感の減退、共同体の機能低下が始まり、農用地利用の粗放化、農業機械への過剰投資、農道等の管理機能の低下等の新しい問題が生じている。

これらの問題を解決し、農業者を主とする良好な生活環境を確保するため、また、担い手の確保、農用地の利用集積による生産性の向上を図るためには、意欲ある担い手農家と兼業農家、非農家を含めた連帯意識の醸成を図ることが重要である。地域住民の積極的な参加を得ながら地域の特性を生かした施設の整備を進め、農業従事者等の福祉の向上、健康増進及び文化的活動の助長を図る。

2 生活環境施設整備計画

該当なし

3 森林の整備その他林業の振興との関連

該当なし

4 その他の施設の整備に係る事業との関連

該当なし

第9 付図

別 添

1 土地利用計画図（付図1号）

2 農用地等保全整備計画図（付図2号）

別記 農用地利用計画

(1) 農用地区域

現況農用地等に係る農用地区域は、別表のとおりとする。

(2) 用途区分

下表の「地区記号及び区域番号」に係る農用地区域内の農業上の用途は「用途区分」欄に掲げるとおりとする。

地区記号及び 区域番号	用途区分
A	農 地：全区域
B-1	農 地：全区域 農業用施設用地：2137 及び 2138-6
B-2	農 地：全区域
B-3	農 地：全区域
B-4	農 地：全区域 農業用施設用地：167-2 及び 168-2
C	農 地：全区域
D	農 地：全区域 農業用施設用地：2201-1,2201-2,2386-3,2391,3070-1,3290-1, 3449-1,4099-1,4099-2,4381-2,4381-5,4381-6, 4381-7,6941-5 及び 6941-6
E	農 地：全区域 農業用施設用地：34-5,36-3,2533,2588-1,2773-1,2785-1,2785-2 及び 2789-6
F	農 地：全区域 農業用施設用地：399-2
G	農 地：全区域 農業用施設用地：915-2
H	農 地：全区域